

第1章 プランの趣旨

1 プラン策定の背景と趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。同法第14条第3項において、当該市町村区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとしており、御嵩町では、平成17年に「御嵩町男女共同参画プラン」（「第1次プラン」）、平成22年に「御嵩町第2次男女共同参画プラン」、平成27年に「御嵩町第3次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施してきました。

平成30年度に実施した「御嵩町男女共同参画に関する住民意識調査」の結果をみると、これまでの取組による効果もあり、性別による固定的な役割分担意識の解消と、性よりも個性を重視した生き方への意識が浸透していることを予感させる結果となりました。しかしながら、社会全体で見ると女性の参画が進んでいない分野があるなど不平等感は根強く残っています。

御嵩町第3次男女共同参画プランの策定以降、国においては平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、同年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。これらを踏まえて平成31年に「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」が策定され、あらゆる分野における女性の参画拡大、男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて女性採用・登用を推進するといった項目が重要視され、新たな段階での取組が進められています。

国際社会においては、平成27年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児

のエンパワーメントを図る」ことが掲げられています。

また、配偶者やパートナーからの暴力（DV）や様々なハラスメントといった重大な人権侵害の根絶に向けた取組や、性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進や支援が必要とされています。

本プランは、こうした状況や、少子高齢化の進行、家族形態の変化、就労形態に対するニーズとライフスタイルの多様化などの社会情勢を踏まえながら、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すために策定するものです。

2 プランの性格・位置づけ

- ① 男女共同参画社会基本法第9条および第14条第3項に基づき、御嵩町における男女共同参画社会の実現を目的とするものであり、御嵩町第3次男女共同参画プランの内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させたプランです。
- ② 国の「第4次男女共同参画基本計画」および「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」に掲げられた目標や施策の方向性を踏まえたプランです。
- ③ 御嵩町第五次総合計画の基本構想を実現するための方針別基本計画に位置付けられているものであり、「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする各種計画との整合性を図ったプランです。
- ④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に定める市町村基本計画および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に定める市町村推進計画を包含するプランです。
- ⑤ 御嵩町男女共同参画懇話会をはじめとする町民の意見を反映させたものであり、行政はもとより、家庭職場、学校、地域などにおけるすべての町民が、それぞれの立場で自ら考え、行動するための共有の指針となるプランです。

3 プランの期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により新たにプランに盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。